

## 令和6年度第1回奈良県いじめ対策連絡協議会

1 日 時 令和6年8月6日(火) 10時～11時30分

2 場 所 修徳ビル地下1階 大会議室

3 出席者 【委 員】12名

【事務局等】17名

4 議 事

(1) いじめ重大事態の公表について

(2) 奈良県いじめ防止基本方針の改定について

(3) 気づき見守りアプリのさらなる活用について

(4) 奈良県教育委員会のいじめ防止等の取組(R6年度)

5 概 要

【会長】

本協議会の目的は、関係機関団体が連携を強化し、いじめ対策に取り組むことである。本協議会では、これまで学校現場での取組及び対策について検討し、また各団体方面での取組について、情報共有、意見交換を行ってきた。

本日は、議題1としていじめ重大事態の公表について、議題2として奈良県いじめ防止基本方針の改定について、議題3として「気づき見守りアプリ」の今後の展開について、議題4として令和6年度の奈良県教育委員会のいじめ防止等の取組について、協議する。

【事務局】〔資料1-1、1-2に基づいて説明(1-3、1-4は参考資料)〕

県内私立中学校で発生したいじめ重大事態について、昨日県から事案の公表をしたところ。また、本日議論いただく奈良県いじめ防止基本方針改定素案においても、本事案の調査報告書で提言されている内容の一部を反映している。学校関係者や市町村教育委員会の代表者が出席している本協議会において事案を共有し、各学校におけるいじめ防止対策やいじめに関する指導活動を見直す機会としていただきたい。

資料1-1は、私立学校におけるいじめ重大事態への対応についての仕組みである。いじめ防止対策推進法により、私立学校においていじめ重大事態が発生した場合、学校法人が第三者調査を実施し、その結果を県へ報告する。報告を受けた県は、当該重大事態対処または当該重大事態と同種の事態の発生を防止するために必要がある判断をする場合は、県による再調査を実施することができる。この法律に基づいて、奈良県において初めての再調査を実施したのが本事案である。

資料1-2は、いじめ事案概要、重大事態までに至った要因、再発防止に向けた提言、調査報告を受けて今後県が実施する取組である。

県内私立中学校に入学した被害生徒が、1年生の夏頃から同じ運動部に所属する加害生徒から「死ぬ、きもい、うざい」等の暴言を受け、2年生の10月までの間、いじめ行為を受けていた。2年生の10月以降は不登校になり、高校への内部進学を断念せざるを得ない状況となり、他高校へ進学したという事案である。令和3年10月、学校法人から第三者調査委員会の調査報告書が提出され、県において再調査の要否を検討する際、被害生徒保護者から県に対して、第三者調査委員会で調査されていない新たないじめ事案があるとの申し出があった。これにより、令和4年6月、県において法第31条第2項に基づく再

調査の実施を決定した。調査は、奈良県いじめ問題再調査委員会を設置し実施した。

再調査委員会から県に提出された調査報告書の要旨であるが、被害生徒から申し出のあった新たないじめ事案については、「いじめに該当すると判断できない」とされ、第三者調査委員会（学校）で検討されたいじめ事案の再度評価・判定については、再調査委員会においても同様の評価・判定であった。

いじめが重大化した原因の分析については、被害生徒の様子が異なることに複数の教職員が気づいていたにも関わらず、教職員間で共有されず早期介入できなかつたこと、学校組織内における情報共有や連携・対応が不十分であったこと、被害生徒の心に寄り添いきれなかつたこと、加害生徒らへの指導が不十分だつたこと等が、挙げられている。

再発防止に向けた提言としては、いじめ事案では初動段階が極めて重要であり、個々の教職員任せではなく、管理職を含めた学校全体で組織的に対応すること、スクールカウンセラー等の専門家の意見を参考にしながら被害生徒に対応すること、加害生徒が表層上の謝罪を示すだけでなく被害生徒の気持ちを理解するための指導を検討すること等が、報告書に挙げられている。

調査報告を受け、県が実施する取組については、本件いじめ重大事態が発生した学校法人には、再発防止の提言を踏まえた対策を講じていただくこととする。併せて、県内各学校法人に対しても、いじめ事案の対策を徹底していただく通知文を發出した。また、各学校法人の管理職を対象とした研修会で事案の共有を図っていくことを予定している。

#### 【A委員】

学校法人の第三者委員会調査の時には新たないじめ事案が出ていなかったのか。また、それはいじめに該当するか判断できなかつたということか。

#### 【事務局】

第三者委員会調査後に申し出があつた。再調査委員会で改めて調査したが、新たな2件については、いじめではなかつたということではなく、「いじめに該当すると判断できない」という再調査委員会の認識である。

#### 【B委員】

いじめが重大化した原因の分析について、「被害生徒の表情が暗いことなど様子が異なることに複数の教職員が気付いていたにも関わらず、早期介入できなかつた」という点は早期発見に繋がる一番肝心なところである。

#### 【事務局】

県としても、早期対応が重要だという認識をしている。再調査報告書にある再発防止に向けた提言を踏まえて、早期発見・早期対応についてどのようにするべきか学校法人、学校関係者等で考え、進めていく必要がある。

#### 【C委員】

いじめの重大事態が発生した際には学校は発言やその経緯などの記録をしっかりと残すべきである。それが子どもの利益に繋がる。

#### 【事務局】

再調査報告書でも、「最初に把握された先生から組織として把握するまでに時間を要している」、「適切に引き継がれていない」等の指摘がある。それを解消する一つ的手段として、きちんと記録を取り正確に組織としていかに早く共有するかということが重要である。

【A委員】

被害生徒とスクールカウンセラーの面談が1回で終了したのはなぜか。

【事務局】

報告書によると、スクールカウンセラーは事前にこのいじめ事象について十分な情報をもたないまま面談をした。一からの説明を被害生徒側に求めることになり被害生徒側が学校への不信感をもつきっかけになったとのことである。

【A委員】

資料1-3に、加害生徒らに無期限活動停止処分とあるが、このような対応は一般的なものか。

【事務局】

再調査報告書では、加害生徒側への無期限活動停止処分は、その手続きについて不明なところがあると指摘されている。いじめ対策においては、加害生徒側にも教育的対応が必要であるということが求められる中で、この対応が適切であったのか、報告書でも指摘されている。

【D委員】

学校はいじめ問題が発生したときに記録を残しておくべきだという話があったが、後になって学校の記録を調査されるとなると、学校も記録を残しにくいのではないか。

【事務局】

再調査委員会や第三者委員会等の調査委員会においては、その事象についてヒアリング等により事実関係を確認する。あくまでも記録は、いじめ事象を先生個人の問題にするのではなく、学校として組織的に対応するために必要なものだと認識している。

【E委員】

最初に保護者からいじめの訴えがあってから、第三者委員会が設置されるまで非常に紆余曲折を経ているという印象がある。なぜそのような対応になってしまったのか。

また、再調査をするという判断をする際に、どのような基準があるのか。

【事務局】

なぜ重大事態にまで至ったのかという話と理解するが、報告書によると、組織としての危機管理体制の不備として、早期介入ができなかった、初期対応が拙く初動が遅かった、学校組織における情報共有・組織対応が不十分だった、スクールカウンセラーとの連携が不十分だった、教職員個人の対応に任せ組織で対応できなかった、学校はいじめ問題対策委員会の対応が不適切だった等、様々な問題点が指摘されている。

再調査の決定の根拠は、先ほどの説明でもお話しさせていただいたとおり、新たないじめ事案の申し出があったことである。その他の判断基準として、例えば学校法人の第三者委員会等の調査時に十分議論を尽くされてるか、調査委員会が最善適切に立ち上げられたものなのか等の一定の判断基準はある。

【E委員】

被害生徒側からの学校に対する不信感がかかなり早い段階から強かったと感じる。もう少し早い段階から第三者的な組織で対応する必要があったと思う。

【会長】

今、いじめ対策を学校がしっかりと理解し、早期対応をするための移行期ではないだろうか。各学校は、このような事象を通して学び、対応を考えていただきたい。

2つ目の議題は、奈良県いじめ防止基本方針の改定について素案が提示されているので、事務局から説明いただく。

【事務局】〔資料2-1、2-2に基づいて説明〕

「奈良県いじめ防止基本方針」は、いじめ防止対策推進法第12条に基づき国の基本方針を参酌し、奈良県におけるいじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するために策定している。国の動向や県の実情に合わせて概ね3年で必要な見直しを行うとしており、今年度末で前回改定から4年になるところ。前回改定以降、いじめ防止に関わる国の動向については大きく2つの変化があり、1つは令和4年12月に生徒指導提要が改訂されたこと。もう1つは、いじめ重大事態の調査に関するガイドラインが、今年度中に改訂される見込みであるということ。いじめ防止等に関する国の動向、本協議会でご意見をいただいていた「いじめ防止対策の推進に向けた取組に係るご意見のまとめ」、昨日公表した県内私立学校におけるいじめ重大事態調査報告書の内容を踏まえた改定とする。

改定のスケジュールとしては、本日の第1回協議会において、「はじめに」から第5章までの改定素案を提示するので、ご意見をいただきたい。そして、11月頃に第2回協議会を行い、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」の改訂版を踏まえ、第6章を含む全体の改定案を確認いただき、パブリックコメントを受け、令和7年3月に基本方針を改定する予定である。

それでは改定素案の主な変更箇所について説明する。

基本方針の「はじめに」の部分は、主に生徒指導提要の改訂を受け修正をしている。改訂生徒指導提要では、事案発生後の困難課題対応的生徒指導から、すべての生徒を対象とする発達支持的生徒指導及び課題予防的生徒指導への転換が求められたところ。事案が起きたらどう対応するかだけではなく、どうすれば起きないようにするのかにも重きを置いた考え方となっている。

いじめについては、いじめ防止対策推進法が施行されて以降、認知件数が増加しており、深刻な事態の発生は後を絶たない状況であるので、法の定義に則り積極的にいじめの認知を進めつつ、教職員一人一人の生徒指導力の向上を図ることなどが求められる旨を記載した。

「第1章 いじめ対策の基本的な考え方」では、国の通知や生徒指導提要の改訂などを受けて一部修正をしている。例えば、「(6) 関係機関の連携」においては、事案によりいじめが犯罪行為として扱われるべきものである場合には、所轄警察署と連携して対処していくことも必要になる旨を新たに記載している。

「第2章 県の取組」については、国のいじめ防止基本方針に記載されている「地方公共団体が実施すべき施策」を参酌し柱立ての整理をしており、今回は国のいじめ防止基本方針の変更がないため、大幅な修正はしていない。

また、現行の基本方針に対する県の取組実績を記載し、県として取り組むべき内容がきちんと実施することができているか確認を行った。記載の通り、基本方針についての取組ができていることが確認できたので、引き続き着実に実施していきたい。なお、「就学前教育について」という部分は、当協議会において就学前の教育相談等の充実についてご意見をいただいたので追記した。

「第3章 学校が実施する取組」については、組織の存在及び活動が認識されるよう取組を積極的に行うことが大切だと追記している。

4(1) いじめ防止 ②児童生徒の人権意識の高揚と豊かな心の育成の取組において、「多様性を認め、互いの違いを理解できる集団づくりの推進」を項目出した。これは、こども基本法等における児童権利

理解を踏まえて、生徒指導提要でも指摘されているところである。

4(2)早期発見 ②定期的なアンケート調査や個人面談、人目につかない場所の巡回による情報収集の取組において、「気づき見守りアプリ等による教職員から児童生徒の様子についての情報共有」の項目を追記した。これは本協議会の取組の成果を記載したものの。また、児童生徒への定期的ないじめアンケートの実施、以下3つの項目、及び④教育相談体制の追加項目は、「第2章 県の取組」での記載を再掲した。

4(3)いじめへの対応・再発防止 ①正確な情報の把握と教職員の共通理解においても、前述の4(2)早期発見と同様、「気づき見守りアプリ等を活用した教職員間での情報共有、学校全体での組織的な対応」について追記している。

いじめ被害生徒・加害生徒の指導と支援についても、生徒指導提要、これまでの協議会のご意見、及びいじめ重大事態の報告書を踏まえ、追記している。

「第4章 家庭における取組」では、「就学前から」という文言を追記した。

「第5章 地域や関係機関等における取組」では、「1 地域における取組」において、学校と地域がしっかりと繋がっていることがいじめの未然防止や早期発見に繋がるとの委員の意見を踏まえ、「地域ぐるみのあいさつ運動、声かけなどによる地域で子どもを見守る体制づくり」と記載した。また、地域においても、警察、法務局、医療機関等との連携が必要だという意見を委員の皆様から多くいただいたことも踏まえ、「2 関係機関等における取組」の関係機関の例として、警察、法務局、医療機関、弁護士会等を追記した。

基本方針の第6章については、第2回の協議会で提案する。

#### 【F委員】

生徒指導提要では、子どもたちの卒業後の「社会的自立」を含め関係機関の連携が必要という文言がある。卒業したらそこで支援は終わりということにはならないよう社会的自立を見据えているという文言があると良い。

#### 【A委員】

就学前の取組について、もう少し明確に幅をもたせて記載した方が良い。また、このいじめ防止基本方針の各学校での活用状況について知りたい。公立学校だけでなく私立学校にもきちんと浸透させていただければと思う。

#### 【事務局】

いじめ防止基本方針の周知後の私立学校の活用状況については、今後適宜見ていく必要があるかと考えている。

#### 【B委員】

再調査報告書によると、妬みによる感情からいじめに発展したと推察される。そのような背景があるとしたら、加害生徒側に対する未然防止の取組の掲載があると良い。

学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の構成に関わって、学校の者だけで組織すると、調査報告書にあったような重大事態に繋がる。はじめから、第三者を入れることで、より効果的なものになると思う。

#### 【G委員】

就学前教育に関しては、幼児期に受けたいじめで小学校に入ってから不登校になった事例もある。幼児期においても、未然防止の対応が大切だ。いじめ防止には、子どもたちの中に自己解決力が育っているこ

とが重要。今回、報告があった事例に関しても、子どもたちの中に観衆や傍観者はたくさんいるが、仲裁者がいないということが1つポイントになっている。事態を好転させていく人たちが増えていくことが大切だ。

また、保護者の中にも、前向きな方、消極的な方と温度差がある。保護者に、いじめに関する理解を深める取組ができれば良い。

#### 【会長】

いじめ防止対策推進法 22 条に、学校のいじめ問題対策委員会に外部の専門家等を入れるという規定がある。これも踏まえて、基本方針の改定を検討いただきたい。

時間の都合で次の議題に移るが、他にご意見があれば協議会終了後にも、事務局にご連絡いただきたい。

それでは議事 3 に移る。「気付き見守りアプリ」のさらなる活用について、報告・提案をお願いします。

#### 【G 委員】〔資料 3-1 に基づいて説明〕

「気付き見守りアプリ」のさらなる活用についての方向性の案を報告する。

1 点目は、活用のモデルとなる実践の見学をもとに資料を作成し共有したい。

2 点目、前回ご指摘があったアプリの速度改善やデザインに関する検討をしていきたい。

3 点目、使用度の著しく低い自治体があれば詳細に分析した上で、その要因をヒアリングし、アプリの改善に努めていきたい。

4 点目は、当初からご意見をいただき課題となっていた、いじめと虐待の気づきと判別に関する検討である。第 1 水準において、いじめの場合も虐待の可能性もあるので、そこを見抜けるための知見を先生方にもっていただく必要がある。

5 点目は、アンケートとアプリのデータを統合分析し精度を改善していくという取組。

6 点目は、教職員一人一人のいじめ防止のための生徒指導力の向上に資するため、力量ある先生方の知見をいかに全員で共有するかということ。例えば、ヒントボタンを押すと、対応の選択肢としてヒントが出てくるようにしていきたい。それにより、先生方の中で課題の共有だけでなく対応の共有ができる。

この 6 点に関して、ご意見をいただきたい。

#### 【A 委員】

6 点目は、素晴らしい取組である。ただ、事例には個別性がある。また、好事例だけでなく、失敗事例も参考になるかもしれない。

#### 【F 委員】

アンケートのデータの分析について、どのようなアンケートをどのように分析するのか。

#### 【G 委員】

奈良県いじめ防止のプラットフォームで実施している 3 つのアンケートになる。例えば、先生がすぐ後でいじめに気づいているけれども、アンケート回答時点で子どもがいじめと答えていないケースの場合、どのように敏感なアンケート項目に改善していくかが課題である。

#### 【事務局】〔資料 3-2 に基づいて説明〕

「気付き見守りアプリの運用状況について」説明する。

昨年の 9 月より、気付き見守りアプリの運用を県内公立小学校、義務教育学校（前期課程）及び特別支援学校小学部で開始している。本アプリの活用の様子について、令和 6 年 7 月 9 日現在、水準チェックの

登録総数が2461件、学校としていじめ認知をした件数が486件。登録はしたが、いじめとして認知していない件数が248件。また、事案経過記録への登録が853件。昨年度2月8日の協議会で報告した時と比較すると、水準チェック登録総数が891件、学校としていじめ認知をした件数で382件、登録はしたがいじめとして認知していない件数で124件増加している。また事案経過記録への登録件数が1001件増加している。登録が多い学校では、水準チェックも事案経過記録も200件以上の登録があるが、逆にまったく登録されていない学校もあり、市町村単位また学校単位で登録数に偏りがあるのが現状。

このことから、今年度2つの取組を行っている。1つ目は、新規採用職員等、今年度新たに採用された先生方を中心にすべての教職員に対し、気づき見守りアプリの理解及び運用促進をねらいとして、気づき見守りアプリの運用説明動画の配信を実施した。2つ目は、気づき見守りアプリの理解、活用の促進を目的に、気づき見守りアプリポータルサイトを開設した。本ポータルサイトは、各市町村教育委員会を通じて、現在、公立小学校、義務教育学校及び関係県立特別支援学校へ周知をしている。

【A委員】

使用している学校の割合はどうか。

【事務局】

学校の割合としては出していない。気づき見守りアプリは奈良県内全域の公立小学校、児童のいる学校には、配布済みだが、市町村単位で同様のアプリを既に使用している場合もある。気づき見守りアプリの登録件数が少ないからといっていじめ対策が不十分であるとはいえない。

【A委員】

小学校だけで導入しているのか。

【G委員】

今後、中学校版も考えていきたい。

【事務局】

中学校版の方も、以前から話が出ていた。小学校に導入した理由として、小学校の先生方が会話で情報共有できるのは、放課後しかない場合が多い。それぞれの先生が、気づいた時にアプリに入力することができれば情報共有が進むということで、小学校に先に導入した。

中学校は、小学校に比べて授業以外の時間があるので、そこで情報共有しやすい。

【A委員】

中学校は教科担当制なので、なかなか全体を把握できない。アプリ導入の価値はある。

【会長】

貴重なご意見をいただいた。それでは、議題4について事務局より報告をお願いする。

【事務局】〔資料4に基づいて説明〕

令和6年度奈良県教育委員会のいじめ防止等の取組について、いじめの早期発見・早期対応に向けて、以下のアンケートを実施している。

(1)いじめに関するアンケートについては、令和6年5月9日を基準日として県統一様式により、県内すべての学校で実施した。県教育委員会からは、いじめ防止対策推進法に則った認知と組織的な対応がなされるよう各校種の生徒指導研究会、生徒指導部会等で指導助言を行っている。

(2)こころと生活等に関するアンケートの目的は、児童生徒の心の状態を客観的なデータで捉えることで、教職員が児童生徒の置かれた状況に対する理解を深めるとともに、個々の児童生徒が抱えている課

題の早期発見につなげ、必要に応じて適切な教育指導や支援を行うことに役立てていくことである。

対象は、県内すべての児童生徒で、令和6年度は第1回を6月から7月末まで、第2回目を8月から12月初旬まで、第3回目を12月末から令和7年の2月初旬までと、年3回実施する予定。調査日は、各学校の実態等に応じて各学校で設定する。

調査内容は、全40問で構成されており、心の状態を「生きる力」、「学校適応」、「心の不安定」の3つの側面から捉え、さらに、自己受容や友達関係、情緒面や身体面などの12の因子に分類し、細かく心の状態を把握するための設問がある。

回答結果は、アセスメントツールによって分析され、レーダーチャートと数値となって表れる。各学校でこのアンケート結果を児童生徒理解につなげ、ケース会議、またはスクールカウンセラー等との外部の専門家との教育相談等の資料として活用されている。

今後も児童生徒の心の状態を多面的、多角的に把握し、児童生徒が抱えている課題の早期発見、早期対応につなげられるよう本アンケートの活用について周知していきたい。

(3)の人権を確かめあうアンケートは、資料に記載の目的で、今年度も実施する。県内の公立学校の児童生徒すべてを対象に、12月11日の人権を確かめ合う日を基準日とし、各学校において実施する。回答は、グーグルフォームを活用するが無記名とし、個人アカウントは記録されないようにする。各学校の回答状況は、管理職には即時かつ随時閲覧可能とし、教職員で共通理解をした上で、適切な支援や指導につなげられるよう実施予定。12月実施の折には、「いじめ防止強化月間」などについて触れ、互いの人権が大切にされているかを振り返る機会とするなど、今後もアンケートの活用を通して全ての学校において児童生徒、教職員、互いの人権が尊重されるよう安心・安全な学校環境づくりを進めていきたい。

この3つのアンケートで確認されたいじめの認知件数等は、月ごとのいじめの報告や月例報告に計上される。それぞれのアンケートの実施方法や時期については、関係各所で連携しながら調整、検討を重ねているところ。

気付き見守りアプリの運用については、先ほど説明したとおり。この3つのアンケートと、小学校、義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部を対象に、奈良県いじめ防止プラットフォームとして運用をしている。

各種教育相談については、SNS（ならCocoroライン）による教育相談において、昨年度、年間3回の集中相談期間を設け、年間では合計約3週間の相談日数を設定した。今年度は、年間3回の集中相談期間に加え、5月1日からは、月曜、水曜、金曜、日曜も相談が可能になり、相談日数の大幅拡充をすることができた。

教職員の対応力向上については、昨年度と大きな変更点はない。

専門家等による支援の実施について、スクールカウンセラーの配置については、昨年度、公立小学校30校であったが、今年度は77校と大幅に増やすことができ、今後もさらなる配置の拡充に向けて取り組んでいきたい。またスクールソーシャルワーカーの派遣は、昨年度、多くの県立学校が年間2回であったが、今年度は年間3回の派遣を予定している。

いじめ防止強化月間について、県教育委員会では、県立高校生徒転落事象から6年を迎えた令和3年度に毎年12月をいじめ防止強化月間と定め、令和4年度から本格運用を始めた。このような事象が二度と起こることのないよう、またこの事象から得た教訓を生かして、風化することのないよう取り組み、いじめ防止対策の一層の推進を図っている。

いじめの問題に関する研修会を令和6年12月4日に、参集型及びオンライン型にて開催予定。参集型は各国公立私立学校長を対象として、オンライン型は各市町村教育委員会生徒指導担当者、高等学校等の教育相談担当者、奈良県スクールソーシャルワーカーを対象として、各学校におけるいじめの問題に対する効果的な取組と適切な対応が一層推進されるよう、いじめ問題に関する資質の向上を図ることを目的として実施する。当日は、日本生徒指導学会関西地区研究会副会長、奈良県いじめ対策委員である同志社大学、大橋忠司先生にご講演いただき、いじめ問題への対応について学ぶ機会としたい。

いじめ防止強化月間啓発ポスターの作成については、本年度から新たに始めた取組。県内高等学校等よりポスター原画を募集し、優秀作品3点の選出を6月の第1回生徒会連絡会の参加生徒で実施。その3点から、最優秀作品1本を決める選出は、各校の生徒会の協力のもと、自校の全生徒による投票を実施し、県内全高校生がいじめ防止について考える機会を、いじめの防止を呼びかけるポスター選びに参加するという形で実現することができた。現在は、最優秀作品のポスターの印刷に取りかかっており、11月には県内の小中高等学校等や関係機関に配布できる見込み。

県教育委員会としては、いじめ対策会議の開催及び学校いじめ防止基本方針の再確認、未解消事案への組織的な取組等を実施し、今後もいじめの早期発見・早期対応、学校の組織力強化に加え、児童生徒の主体的な取組によるいじめの未然防止等、幅広く取り組んでいきたい。

【A委員】

(2)こころと生活等に関するアンケートを3回実施されているが、3回とも同じ内容なのか。また、ならCocoroラインの相談対応は誰がしているのか。

【事務局】

3回とも同じ設問で実施している。ライン相談は、業務委託している企業で採用されている臨床心理士等の有資格者が対応している。

【A委員】

昨年度、緊急対応を要するSNSの書き込みや連絡は何件くらいあったのか。

【事務局】

ライン相談は、友達や恋愛関係のことが多く、メール相談や電話相談と比べて緊急性は低いものが多かった。

【B委員】

人権を確かめあうアンケートや気付き見守りアプリについては、私立学校は対象になっていない。今回重大事態の報告があったのは私立学校であり、もっと、私立学校に対しての手だてがあった方がよい。

【会長】

本日の議論をまとめる。

重大事態の報告書で早期発見、早期介入の課題が指摘されている。本協議会でも今後、受け止めていくべき問題である。

気付き見守りアプリの進捗状況の報告については、中学校での導入についてや、どのようにいじめの早期発見支援のプラットフォームを作っていくのかという指摘も頂いた。

いじめ防止基本方針の改定に関して、社会的自立という視点も含めて検討すべきではないかというご意見も頂いた。また、就学前教育については、自己解決能力を育て、保護者向けの教材等もあるのでPTA等々と連携して、学校を支援するような体制を作ることができれば良いという意見もあった。それか

ら早期支援、早期発見に関して学校のいじめ問題対策委員会の構成メンバーの問題等も意見をいただいた。

県教育委員会が取り組んでいるアンケート等々の施策について、私立学校とどう知見を共有し、連携できるのか、というご意見もあった。これらを参考しつつ、今後の検討を重ねていきたい。